

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者いきいき福祉計画(老人福祉計画)」と「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年間を期間とする「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)」を策定しています。

今年度で、第8期計画が最終年度となることから、本市の同計画に掲げた目標の達成状況、その成果や課題、また介護保険制度の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、国が掲げる基本方針に基づき、「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」や福祉分野の上位計画である「明石ほっとプラン(明石市第4次地域福祉計画)」の基本理念との整合を図り、すべての高齢者が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるやさしい共生社会を目指し、第9期計画を策定します。

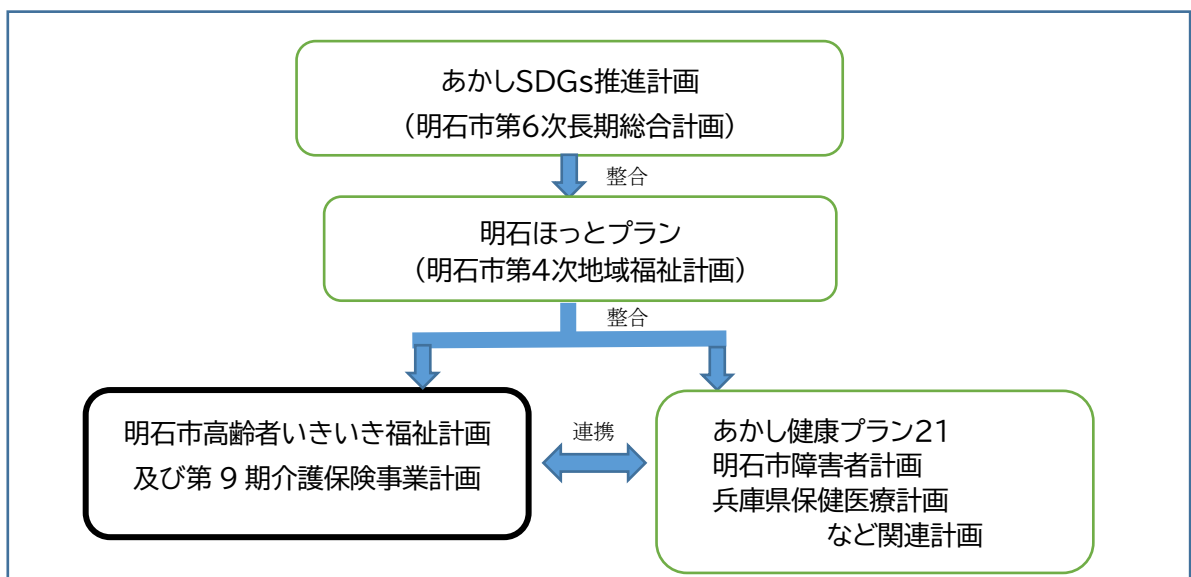
2 計画の概要

本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいきづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組みを定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を決定します。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ



(2) 第9期計画の期間

2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3年間とします。

4 計画策定体制

計画策定に際しては、幅広い関係者の意見を計画に反映できる体制とするため、明石市社会福祉審議会の高齢者福祉に関する事項を調査審議するための機関である高齢者福祉専門分科会で審議してまいります。

5 今後のスケジュール（案）

月	内容
令和5年8月	第1回高齢者福祉専門分科会開催
10月	第2回高齢者福祉専門分科会開催
11月	第3回高齢者福祉専門分科会開催 ※第9期計画素案の提示
12月	定例会市議会へ第9期計画素案の報告
令和6年1月	パブリックコメントの実施
2月	第4回高齢者福祉専門分科会開催 ※パブリックコメント結果報告、第9期計画案の提示
3月	定例会市議会へ第9期計画案の報告